

平成20年 第2回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

4番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

4番、小田でございます。一般質問をいたします。

まず、1点目、町内の至るところに多く町有の遊休地が見受けられるわけでございますが、その中でも町において有効な活用策のない比較的小規模な土地については財源確保ということで売却が進められておるところでございます。そこで、少々規模の大きい土地について質問をいたしますが、件名1として町有遊休地の活用策についてお尋ねいたします。

また、要旨につきましては、第4次芦屋町総合振興計画の基本計画において、大君ごみ焼却場跡地等町有の遊休地について、有効な活用策の検討を行うとされておりますけれども、この検討がされたのか、もしされておれば、その内容についてお尋ねをいたします。

続きまして、高齢化が進むことに伴いまして車いすの利用者の増加やあるいは高齢者の社会参加が非常に多い今日、公共施設のバリアフリー化、とりわけ道路などの安全整備が強く求められているわけでございますが、そこで、件名2として歩道の整備について、要旨につきましては、高齢化社会への対応策の一つとして、歩道のバリアフリー化、いわゆる歩車道接続部分の、いわゆるコーナー部分の段差をなくしてスロープ化することが、いわゆる補助金交付要綱やあるいは道路構造令等の法的な規制があるのかどうなのか、また、現場での施工上、これが可能なのかどうか、お尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁につきましては簡潔にわかりやすい答弁をひとつよろしくお願いしておきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

まず、最初の大君ごみ焼却場などの遊休地についてということで、これについては第4次芦屋町総合振興計画でも基本計画の中に上げております。施策の内容といいたしましては、大君焼却場跡地など町有の遊休地について、住民ニーズ等を踏まえた有効活用の検討を行うと、このような施策を掲げております。大君焼却場跡地につきましては、平成15年に実施した大君ごみ焼却場跡地調査委託で、問題となる有害物質は検出はされておりません。

ただし、この地域は最終処分場跡地のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けるなど開発を具体化することについては慎重を要するものでございます。したがいまして、これ

ら環境に配慮しつつ、どのようにしていくかについては、現在、部内で調査検討を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

歩道の整備についてということですが、最近では、この近辺では正門・船頭町線、この工事をやっております。歩道の整備につきましては、歩道の一般構造に関する基準、また、福岡県福祉のまちづくり条例から歩道につきましては、一般的に幅員が2メートル以上という対象になっております。

歩道を境界に設ける段差につきましては、歩車道境界に設ける段差として5センチをすることを原則とされております。それと横断歩道と歩車道境界の高さは2センチを標準とされております。この中で、最近やった工事の部分については一部7センチの箇所もありましたので、L型側溝のおさまりとか、排水の問題があって、そういうようなところが一部見受けられていましたので、この箇所については手直しを考えております。

横断歩道等境界の高さは、先ほど申しました2センチを標準とされておりますけれども、これは車いす使用者が少しでも上り下りがしやすいようなるべく低くと、かつ視覚障がい者がつえや足によって車道との境界を認識できるような高さをということで、この2センチが設定されているようでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

大君焼却場跡地の有効活用の検討することにつきましては、端的に申しまして有害物質はないというお話をございました。

ただ、当初から焼却ごみ、生ごみ等が埋設されておりますので、その影響等についてまだまだほっておく必要があるということで、現在、町の方で利用方法について検討中であるというお話をございますが、この焼却場につきましては既に十分ご承知のことだと思いますけれども、焼却施設、それから、埋立施設を含めて約21万平米、非常に広い土地でございます。

これは平成元年4月に岡垣町の戸切にごみ焼却場施設が開設したことによりまして、平成2年の3月に一部跡地を購入して、現状が確保されております。それ以来、約18年間にわたりましてまさに遊休の状況のままでございます。この土地につきましては過去何度も何度も議論がなさ

れておりますけれども、時の首長あたりの考え方もございまして、現在に至っているのではないかなというふうには理解しておりますけれども、集中改革プランの中でもこの検討活用を行ったというような表現もなされておりますので、どのような検討をなされて、どういう活用策が見出されたのかなどと、そこら辺との整合性もお尋ねしたかったということでございます。

いずれにしましても、検討中であるということでございますけれども、公共残土の捨て場として利用した区域と、それから、焼却施設があった区域と、現在、グラウンドとして使用されておる野球場、こういうところについては何ら焼却ごみ、生ごみの埋め立てがされたところではございません。

したがって、埋め立てあたりがされたところは総面積の大体4分の1くらいじゃなかろうかなと思います。そうであるならば、他の区域の利用方法、こういうものについての考え方をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

お答えになるかどうかと思いますけど、一応この件につきましては北九州市立大学の国際環境工学研究科の伊藤教授の方を訪ねていまして、具体的にご享受を仰いだというのが最新のこととでございます。教授におかれましては、汚染されたものが自然の中に返るものと汚染されたまま残留として残るもの、これは、いわゆる化学反応として処理されずにそのままの形で残るものもあるんだと。

だから、実際18年という経年があったにしても、それは土に返るものもあれば、そうやないものも一部にあることだという、この環境についてはなかなか厳しいことが想定されるんだというようなご享受を仰いでおります。

したがいまして、基本的には民間に売却するということを、もし考えられておるのであれば、多分民間は来ないでしょうというようなお返事もいただいておりまして、その後、研究調査を継続しておるというのが現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

とりわけごみの埋め立てということでございますので、利用については限られてくるのではなかろうかなというふうには思います。

ただ、この土地につきましては、先ほども申しましたようにいろんな場面場面で、この土地の

活用策についてはすごく議論されるわけですね。

ところが、何ら結論が出てこない状態が今までの流れだろうと思います。

しかし、芦屋町のまちづくりの最上位計画であるマスタープランの中で、これを有効活用しますよと、その方向で検討しますよと、きちっとうたわれておるわけですから、そのあたりを十分に念頭に置かれて早急に結論づけをいただきますようにお願いをしておきます。

そこで、この土地だけじゃなくて、柏原の老人クラブ連合会に貸し付けてある芋畠、これについては、幼稚園、保育園の芋掘りあたりも行事としてされておりますし、有効活用といえば有効活用ですけれども、より以上の活用策がないのかという気がいたします。

それから、夏井ヶ浜の岬、この土地も何らかの形での有効策はないのか、あるいは寄附を受けました旧釜風呂の跡地、それから、重国の旧火薬庫の跡地、山鹿貝塚の隣接の平地、それから、売却保留をいたしております江川台の3筆の土地等々いろんな遊休地がございますので、これらの土地の活用策について検討をされる必要があろうかと思いますが、土地について行政の方でいろいろ活用策を検討するといいましても、限界があるんじゃないかなという気がいたしております。

したがいまして、民間による設計協議といいますか、コンペ方式、あるいはコンサルタントあたりの指導、助言をいただきながらこの活用策を検討するという方法が考えられないか、お尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

民間活力の導入につきましては、前向きに検討すべきものだと思います。民間が来ていただいて、その中で開発ができれば、それはそれでメリットはあるのであります。

民間活力を導入する場合に、その土地を売却するのか、それとも賃貸するのか、ないしは底地は芦屋町のままで、建設は民間にゆだねるのかとか、いろんなことを具体的に進める場合にまだまだ調査研究をしなければならない問題等々あろうかと思います。その辺を一つ一つクリアしながら具体化していくということになるんでしょうが、今のところ今言わされた内容の中の土地についてのそういう具体的なものはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

非常に難しい問題だろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、遊休地をそのままと

いうわけにはいかないのではないかなと思います。いかに活用するかということが大事であろうと思います。

この件の最後に、町長にお尋ねをいたします。商業の活性化策の一環として船頭町に商業集積等のために平成9年に用地が取得され、既に11年が経過いたしております。この土地について駐車場の用地でございますけれども、昨年の9月議会において町長は軽微なテント村形式の「なんでも市づくり」や、あるいはまたことし3月の議会において、いわゆる高齢者が日常生活をする上においてより有効な活用策の企業進出であるならば、この土地の売却も視野に入れなければならないというような趣旨の答弁があつております。

このようなことも含めまして、この土地の活用策について、先ほど申しましたように行政の方から条件をつけるというようなことやなくて、全く用途指定のない無条件で民間の方々によるコンペ方式での活用策の検討が考えられないか、その点をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

船頭町跡地駐車場の件のご質問でございますが、ちょっと長くなろうかと思いますが、この船頭町跡地駐車場の商業集積問題というのは、実は私も商工会の役員を長年やっておりまして、3回ほど計画がなされました。私は3回とも委員会に入つておったわけでございますが、これはその当時町が商工会の方に、いわゆる商業集積の計画、それを商工会さんに任せるという言葉がいいのかどうか、商工会さんで考えてくれということで言っておったんですが、これがことごとく中座してできなかつたということで、これじゃどうしようもないということで、私が選挙の折、何とかあそこは中心地でありますので、スーパー等ができなければ、いわゆる市、魚、肉、野菜、いろんな形の市ができるべなということで、「なんでも市」というような形をつくればいいなというふうに思つていましたが、町長になりましていろいろいわゆる住民の声というのが、あそこ角のスーパーでカジヤさんが撤退をいたしましてから、住民の方からお買い物、いわゆるスーパー、何でもいいんですけど、お買い物ができる施設をつくっていただきたいという要望がものすごく来てたわけなんです。これは何とかしなくてはいけないということで、今現在行つてるのは前提が、これは芦屋町有地でありますので、町が、いわゆる企画をしてそういうお買い物ができる施設を誘致する、これは決定しております。

その中で、あそこの土地が商業地域と住居地域というんですか、それに分かれておりますので、今住居地域を商業地域に、今用途変更の手続を行つております。物事何でも順序がありますので、一つ一つやつております。とにかく今いろんな施策をやらなくちゃいけないんですが、このことを今最優先で今やるようにということで、行政内部では作業を進めております。

今議員言われたように、じゃどういうような形にするかということにつきましてはいろんな構想はあります。例えば、プロポーザル方式にしようだとか、入札形式にしようだとか、コンペ方式ですか、いわゆるコンペ方式だとか、そういう形の中で、とにかく住民の方がとりあえず買い物ができる業者さん、スーパー的なところと申しますか、スーパーが来ればいいんでしょうけど、そういう条件をつけていただく方に土地を売却の方向で今作業を進めております。ちょっと時間がかかるかと思います。一つ一つ片づけていかなくてはいけませんので、最優先課題として取り組んでおるということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

いずれにいたしましても、この土地につきましては周辺道路を含めて相当な額の投資がなされております。そこ辺は重々ご承知のことだと思いますけれども、いわゆる住民の方々、特に高齢者の方々が日常生活をするのに非常に今お困りであるというのは私どもも十分聞いておりますし、そのための用途であれば、非常に住民の皆さん方も喜ばれると思いますので、町長の方は売却もという話も先ほどちょっと出ましたけれども、取得の経緯がありますので、ここら辺は十分検討していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、早く活用されるよう要望いたしまして、この件は終わります。

続きまして、歩道の整備の件についてお尋ねいたします。

道路構造令から見ると横断歩道のあるところについての縁石を通じてあるとかということでございます。

それから、排水のためのL型側溝との兼ね合いがあるということでございますけれども、具体的に先ほど課長の方も申し上げておられました。19年度工事として施工された町道の中ノ浜船頭町線の道路改良に伴いまして歩道の整備がされておりますけれども、それぞれのコーナー部分、歩車道といいますか、生活道路の接続部分におきまして、一番段差の高いところで7センチ5ミリ程度あります。大体6センチ、5センチ、平均的に3センチ弱の高さでございます。

これは、いわゆる歩道については住民の生活道路というのが非常に強いわけですね。そういう意味から見ても、あるいはまた高齢者や身体障がいの方々から見ても、非常に歩きにくく——歩きにくいちゅうたら語弊があるかもしれませんけれども、利用しにくい、安全に安心して利用できるような状況ではないんじゃないかなと思うっております。

一方、中ノ浜の公民館の前、ここについては何年か前に施工されたわけですけれども、バリアフリー、いわゆるスロープ化されてるわけですね。不思議に思うのは同じ所管課の工事でありな

がら、こういう施工がなぜ行われるのかなということで、法改正などでこの法的な根拠はどうなのかというところに質問を持ってきたわけでございます。

この7センチ云々の数値につきましては、早速修復をしていただけるということでございますので、高齢者の方々、あるいは障がい者の方々にとりましては非常にありがたいことではないかなど思います。先ほど申しましたように中ノ浜の公民館前の状況と昨年施工されました歩道等の段差の違い、これは一体何なのか、そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

建設課長。

○建設課長 三友 伸一君

歩道の形態につきましては二通りあります。これは隣接した家屋がある場合、なかなか歩道を切り下げされません。歩道を低くできません。今現在、例えば、新たに道路、隣接した家屋はない。また、今回NTTの前、中学校、中央公民館までの歩道についてはセミフラットということでございます。これは車道から大体5センチぐらい上がったところで、縁石がちょっと途切れるような形、これがセミフラットでございます。

隣接した家屋があったり出入り口がいろいろあった場合、マウンドアップといいますか、在来、昔ではマウンドアップがほとんどだったわけですけれども、そういうような家屋の出入り口があったり、いろんなケースがあった場合は在来のマウンドアップのタイプにして、そして、先ほど申し上げました歩車道とのすり合わせ、これを縁石等で切り下げていく。その段差が横断歩道とかある場合については大体2センチ、その他は5センチというような規定があるわけです。ちょっと図面でお示しできないのがあれなんですけれども、歩道の形態としてつくり方が変わってきています。

ただ、隣接した家屋がある場合はそれを切り下げるか、歩道を切り下げてまでできないなら、マウンドアップで、後はすり合わせというような形があるということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

まちづくりの最重要計画に位置づけられておりますマスタープランの中でも、高齢化社会への対応策として道路等の段差解消により安全確保を図りますということをきちっとたわれております。

また、18年3月に策定されております高齢者保健福祉計画、この中でも、高齢者が日常生活や社会活動を行うために道路等のバリアフリー化を推進しますと、いわゆる高齢者に配慮したま

ちづくりを進めますよというようなことを住民の皆さん方にきちっと約束されてるわけですね。

また、19年の3月に策定されております障がい者福祉計画の基礎資料の中でも、各種アンケートの中で、身体障がい者の皆様が外出時に特に不便に感じることと、これについては多くの皆様方が道路の段差と言われておるわけですね。だから、特に道路は人々が安心して安全に利用できる段差のない道であるべきだろうというふうに思います。

したがいまして、このようなことを念頭に置いていただきまして、特に高齢者の方や障がい者の方々に優しいまちづくりのためにも今後施工される歩道等の整備改良につきましては福祉に重点を置いて、ぜひ完全なバリアフリー化を推進されることを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で小田議員の一般質問は終わりました。